

4 市から敬老会補助金をお振込みする方法

市から敬老会補助金をお振込みする方法は2種類あります。

補助金の申請団体（敬老会の開催団体）のご事情に合わせていずれか選択してください。

（１）完了払 ※ お振込みは、翌年1月頃～翌年3月頃を予定

補助金の一般的な支払い方法です。敬老会を開催した後に提出していただく実績報告書類の内容を市が審査し、補助金額を確定したうえで、確定した補助金額を申請団体にお振込みします（市から補助金をお振込みするまでの間、敬老会の開催に要する費用を申請団体（敬老会の開催団体）に立て替えていただくことになります）。

※概算払と比べ、過払い分の返還や、不足分を追加で請求していただいたりする手続きがなく、申請団体の負担（事務手続き）が少ない手続き方法となります。

（２）概算払 ※ お振込みは、8月末頃を予定

自己資金が乏しい理由等により、「完了払」では事業が行えない団体に限り、補助金の申請書類に記載していただいた、補助対象者（[1ページ](#)[5](#) 補助金の対象者参照）の参加見込数や補助事業に係る総事業費の予算をもとに、市から補助することとなる額（補助金の見込み額）を、敬老会の開催前に申請団体にお振込みします。

ただし、精算手続きとして、敬老会の開催後に提出していただく実績報告書類の内容を市が審査し、補助金額を確定したうえで、既に市からお振込み済の額と確定した補助金額とで差額が生じた場合は、過払い分を返還又は不足分を追加で請求していただきます。

※精算手続きがあるため、完了払と比較して、申請団体の負担（事務手続き）が多くなります。

※自己資金での開催が可能な団体につきましては、

精算手続きがない**完了払**の申請にご協力をお願いします。

【参考】概算払の精算手続き

(補助金の同額)

①

既に市からお振込み済
の額

=

確定した補助金額

既に市からお振込み済の全額が、そのまま当該年度の敬老会補助金となります。
別途追加の手続は不要です。

(補助金の増額)

②

既に市からお振込み済
の額

<

確定した補助金額

既に市からお振込み済の額と、確定した補助金額との差額を追加で市からお振込みします。

追加のお振込みに必要な書類をお送りしますので、ご提出ください。

(補助金の返還)

③

既に市からお振込み済
の額

>

確定した補助金額

既に市からお振込み済の額と、確定した補助金額との差額を市へ返還していただきます。

納付書をお送りしますので、市へ差額を返還してください。